

玉名市交通安全計画

第11次（令和3年度～令和7年度）

（案）

玉名市交通安全対策会議

目 次

計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第10次玉名市交通安全計画の成果・・・・・・・・	2
《第11次玉名市交通安全計画》	
第1部 道路交通の安全・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第1章 道路交通の安全についての目標	
第1節 道路交通事故の現状・・・・・・・・	6
1 道路交通事故の推移・・・・・・・・	6
2 道路交通事故等の特徴と課題・・・・・・・・	6
第2節 熊本県交通安全計画における目標・・・・・・・・	10
第2章 道路交通の安全についての対策	
第1節 対策の視点と6つの柱・・・・・・・・	11
1 対策の視点・・・・・・・・	11
(1) 対策の最重点・・・・・・・・	11
(2) 対策の重点・・・・・・・・	12
ア 高齢者及び子供の交通安全の確保・・・・・・・・	12
イ 自転車の安全利用の推進・・・・・・・・	12
ウ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底・	13
エ 飲酒運転等の危険運転の根絶・・・・・・・・	13
オ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進・・・・・・・・	14
カ 地域が一体となった交通安全対策の推進・・・・・・・・	14
2 6つの柱・・・・・・・・	15
第2節 道路交通安全についての施策・・・・・・・・	16
1 道路交通環境の整備・・・・・・・・	17
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・・・・・	18
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・	20
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進・・・・・・・・	22
(4) 高齢者等の移動手段の確保・・・・・・・・	23
(5) 歩行空間のユニバーサルデザイン化・・・・・・・・	23
(6) 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・	24
(7) 自転車利用環境の総合的整備・・・・・・・・	25
(8) 交通需要マネジメントの推進・・・・・・・・	25
(9) 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・	26
(10) 総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・	28
(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・	29
2 交通安全思想の普及徹底・・・・・・・・	31
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・	32
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・	38

3	安全運転の確保	44
(1)	運転者教育等の充実	45
(2)	安全運転管理の推進	47
4	車両の安全性の確保	48
(1)	自転車の安全性の確保	48
5	救助・救急活動の充実	49
(1)	救助・救急体制の整備	50
(2)	救急関係機関の協力関係の確保等	52
6	被害者支援の充実と推進	53
(1)	損害賠償の請求についての援助等	54
(2)	交通事故被害者等支援の充実強化	54
(3)	自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進	55
第2部	踏切道における交通の安全	59
第1章	踏切事故のない社会を目指して	
第1節	踏切事故の状況等	61
1	踏切事故の状況	61
2	近年の踏切事故の特徴	61
第2節	玉名市交通安全計画における目標	62
第2章	踏切道における交通の安全についての対策	
第1節	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	63
第2節	踏切道における交通安全についての施策	64
1	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	65
2	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	65

計 画 の 趣 旨

1 計画作成の趣旨

玉名市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年度以降、5 年ごとに 10 次にわたり「玉名市交通安全計画」を作成し、諸施策を実施してきた。

人命尊重の理念の下、交通事故のない安全で安心な玉名市を実現していくためには、交通社会を取り巻く情勢はもとより、本市における交通事故の特徴に対応した適切かつ効果的な諸施策を引き続き講じていく必要がある。

本計画は、このような観点に立ち、本市における交通安全に関する施策の大綱とするとともに、これを市民の理解と協力の下、市・県、警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図り、強力に推進するため作成するものである。

2 計画の性格及び期間

(1) 性格

この計画は、玉名市交通安全対策会議が交通安全対策基本法第 26 条第 1 項を根拠に作成するものである。

- ・ 国の「第 11 次交通安全基本計画」及び県の「第 11 次熊本県交通安全計画」に基づいている。
- ・ 玉名市の区域内における陸上交通（道路交通、踏切道における交通）の安全に関する施策の大綱となるものである。

(2) 期間

この計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間。

第10次玉名市交通安全計画の成果

第10次玉名市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）では、道路交通及び踏切道における交通の2分野において、それぞれの目標を掲げ、交通安全対策を講じてきた。

1 道路交通の安全

「交通事故死者数2人以下、交通事故死傷者数250人以下とする」という目標に対し、交通事故死者数については、令和元年に1人、令和2年に2人となり目標を達成した。交通事故死傷者数についても平成30年に達成し、さらに令和2年も147人まで減少した。

	交通事故発生件数（交通要覧 交通事故統計）					
	玉名市			熊本県		
	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数
H28	3	298	235	67	7,929	6,151
H29	3	332	243	73	7,369	5,786
H30	4	205	158	60	6,081	4,784
R元	1	195	156	69	5,092	4,104
R2	2	145	111	46	3,987	3,152

資料） 熊本県警察交通事故統計より

注） 死者数とは交通事故発生後24時間以内に死亡した者の人数

2 踏切道における交通の安全

「踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。」という目標に対し、平成30年と令和元年にそれぞれ1件の発生となった。

○踏切事故件数

年	H28	H29	H30	R元	R2
発生件数	0	0	1	1	0

－ 第 1 部 －
道 路 交 通 の 安 全

第1部 道路交通の安全

1 道路交通事故のない玉名市を目指して

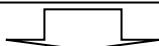
- 交通事故死傷者数については第10次玉名市交通安全計画における目標を達成したものの、交通事故のない社会を目指していくためには、今後、減少傾向の定着化を図っていかなければならない。本市では、特に歩行者保護の啓発に重点的に取り組むことで、交通死亡事故の更なる減少を図っていく。併せて、死者数の減少にもつながる重傷事故を抑止するための取組を行う。



2 玉名市交通安全計画における目標

令和7年までに

- ◆ 24時間交通事故死者数 1人以下
- ◆ 交通事故重傷者数を 12人以下にすることを旨とする。



3 道路交通の安全についての対策

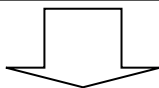
<視点>

1 対策の最重点

歩行者の安全確保

2 対策の重点

- (1) 高齢者及び子供の交通安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (4) 飲酒運転等の危険運転の根絶
- (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進



<6つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の充実と推進

第1章 道路交通の安全についての目標

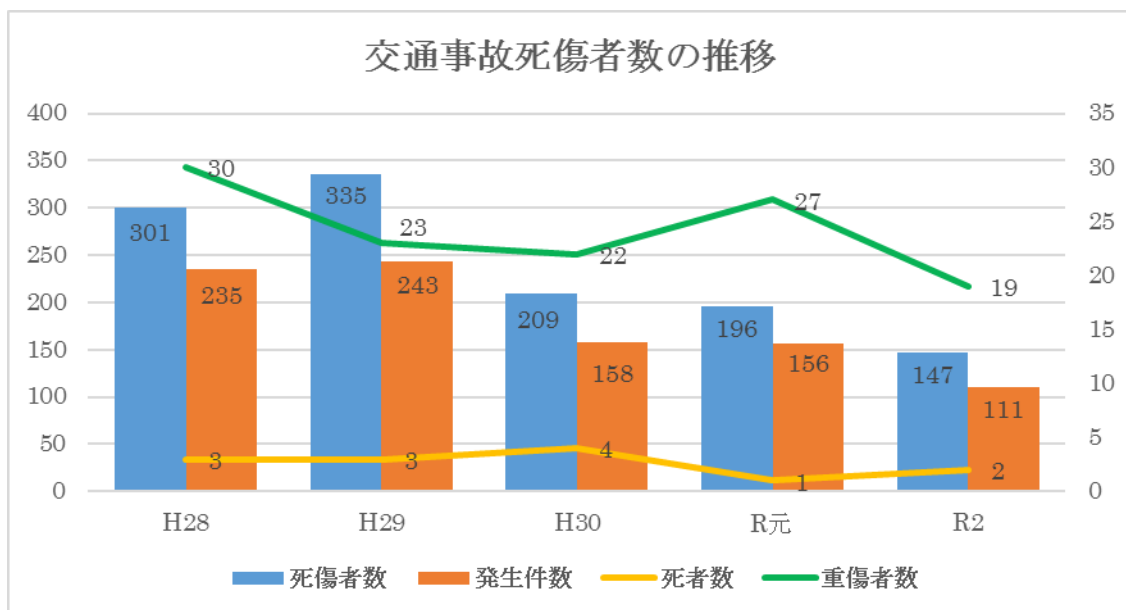
第1節 道路交通事故の現状

1 道路交通事故の推移

本市の交通事故による24時間死者数は、「第10次玉名市交通安全計画」の期間中、目標を達成したのは、令和元年と令和2年であった。

また、交通事故死傷者数については、平成29年をピークに減少傾向が続いており、平成30年には209人となり、第10次玉名市交通安全計画の目標を達成し、令和2年中の死傷者数はさらに減少し、147人となった。

なお、近年、交通事故重傷者数については、減少傾向にあり、令和2年は19人となった。



2 道路交通事故等の特徴と課題

(1) 基本的な交通ルールである歩行者優先意識改革が必要

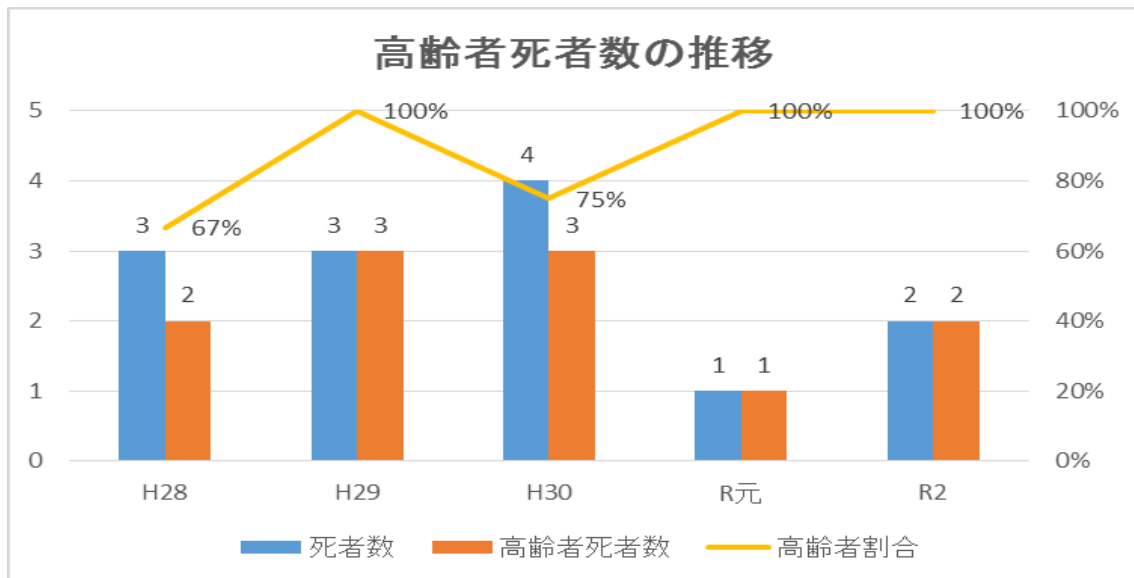
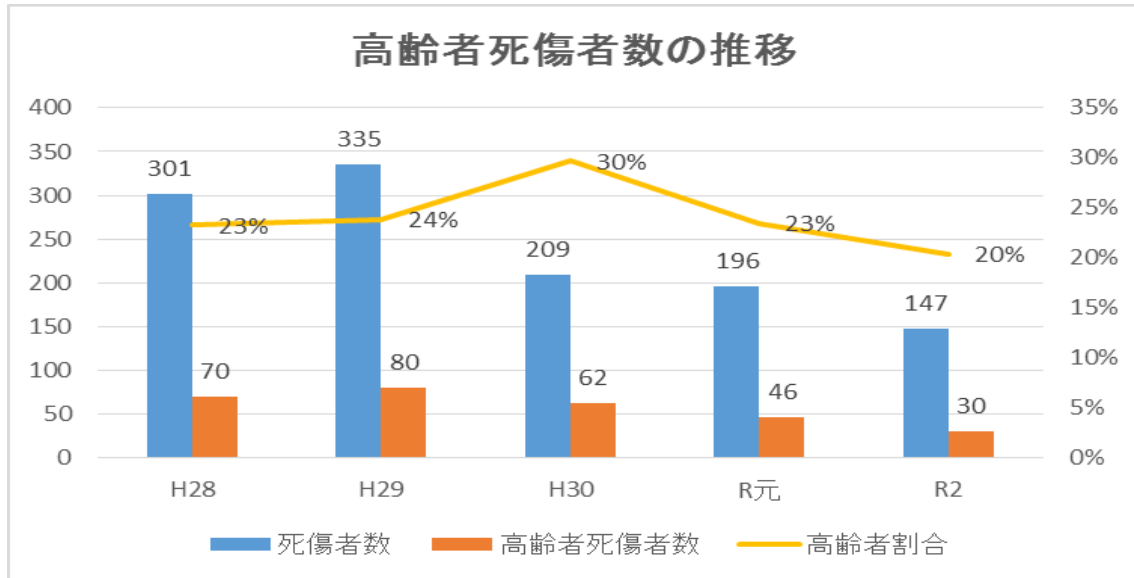
交通事故のない社会を目指すためには、人命尊重の基本理念に基づき、市民に人優先という基本的な交通ルールを定着させていくことが必要不可欠である。

県内では、信号機のない横断歩道において未だ7割以上の車が一時停止しないなど、歩行者優先の徹底には程遠い状況である。更に交通事故死者数を減少させるためには改めて「歩行者優先」について市民の意識改革を図り、歩行者の安全を確保することが最重要課題といえる。

(2) 全死者の8割強が高齢者

交通事故死者における65歳以上の高齢者の死者数は、全死者13人のうち11人が高齢者で、84.6%と非常に高い割合を占めながら、増減を繰り返している状況である。

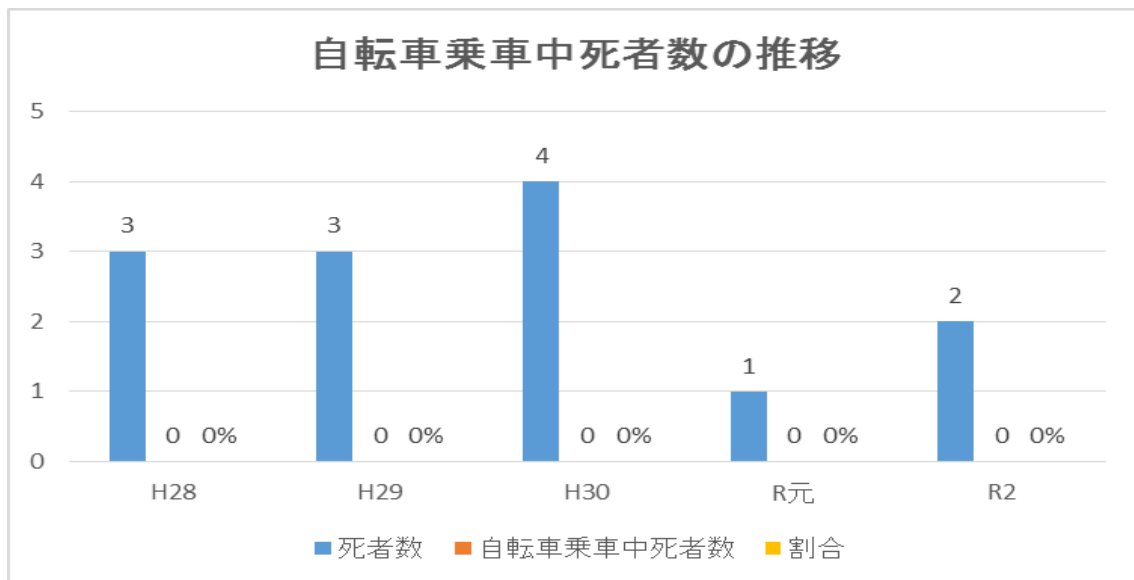
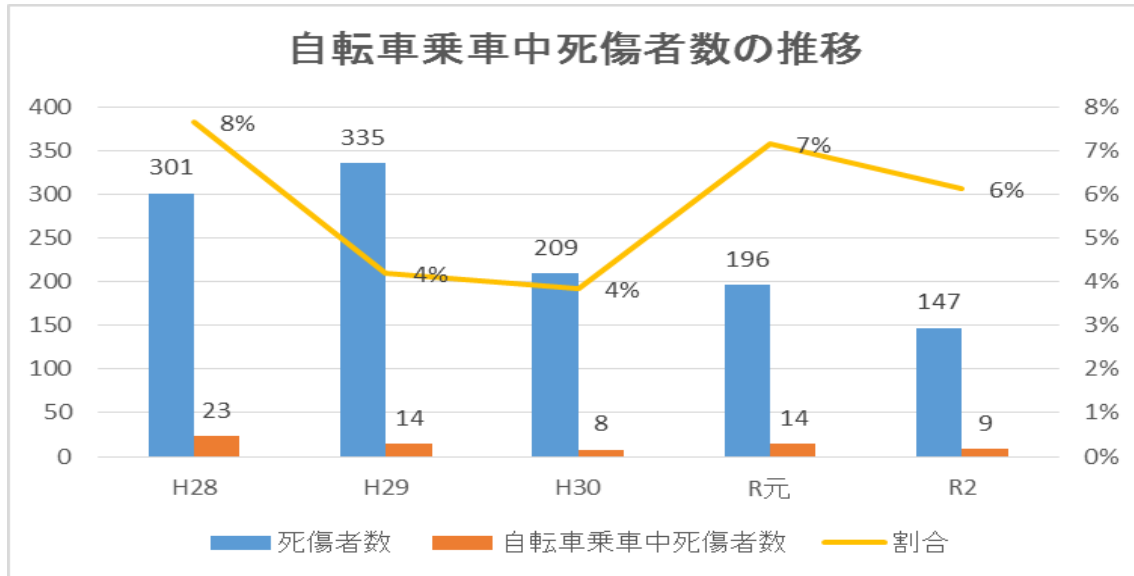
高齢者の交通安全の確保は、本市における交通安全対策の最重要課題といえる。



(3) 自転車乗車中の死傷者数及び死者数の推移

第10次交通安全計画期間中における、自転車乗車中の死傷者数及び死者数の推移をみると、死傷者数については増減を繰り返している状況ではあるが、死者数については0であった。

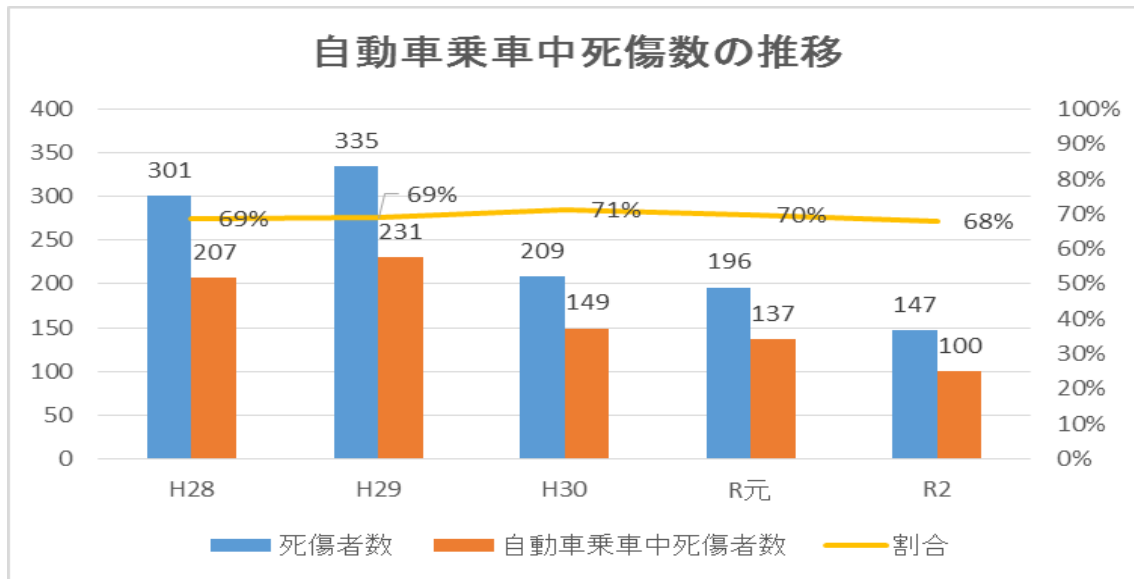
自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じていく必要がある。



（４）交通事故死傷者数の約7割が自動車乗車中

交通事故死傷者数については、減少傾向にあるが、状態別にみると、自動車乗車中が最も多く、毎年、全体の約7割で推移している。

交通事故死傷者数を減少させるためには、自動車運転者の交通安全意識の一層の向上を図り、自動車による交通事故そのものを減少させることが最重要であるが、交通事故発生時の被害軽減のためには、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底していく必要がある。



（５）飲酒運転者数は横ばい状態

飲酒運転については、平成18年8月に発生した、福岡県の「海の中道大橋」における交通死亡事故を契機として社会問題化し、道路交通法の改正により平成19年には飲酒運転の厳罰化、平成21年には行政処分の強化が図られた。

これらにより、飲酒運転及び飲酒運転を伴う交通事故の発生件数については、減少の傾向にあるが、全事故に占める割合については増加傾向にある。

全国的には、飲酒運転によるひき逃げ死傷事件が発生するなど、大きな社会問題となる事件事故が未だ後を絶たないことから、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを引き続き講じていく必要がある。

第2節 玉名市交通安全計画における目標

令和7年までに

◆ 24時間交通事故死者数 1人以下

◆ 交通事故重傷者数 12人以下

にすることを旨とする。

第10次熊本県交通安全計画では、国の「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」という中期目標に基づき、第9次に引き続き、「令和2年までに交通事故死者数56人以下」という目標を掲げ、令和2年に達成した。このため、交通事故死者数をさらに減少させるため、令和7年までに、年間の24時間交通事故死者数を40人以下にすることを旨とするとなった。

本計画においても、「交通事故のない社会」を達成することが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、政府目標及び熊本県の目標に対応する本市の目標の実現を図ることとし、令和7年までに年間の24時間死者数を1人以下とすることを旨とするものとする。

また最優先の目標は死者数の減少であるが、事故そのものの減少や重傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、令和7年までに年間の重傷者数を12人以下とすることを旨とする。

そのため、究極の目標である「交通事故のない社会」を実現するため、市・県、警察、関係機関・団体それぞれが責任を持ちつつ一体となり、かつ、市民の理解と協力の下で、第2章に掲げた諸施策を総合的かつ強力に推進する。

第2章 道路交通の安全についての対策

第1節 対策の視点と6つの柱

交通事故死者数及び重傷者数の一層の減少を図るとともに、安全で安心して暮らせる交通社会の実現に向け、本県の交通事故の特徴と課題に即した各種の交通安全対策を推進する。

1 対策の視点

(1) 対策の最重点

歩行者の安全確保

人優先の交通安全思想のもと、歩行者優先に向けた意識改革や交通環境の整備等により、歩行者の安全を確保することが本計画の最重要課題といえる。

県内では信号機のない横断歩道において7割以上の車が一時停止しないなど、歩行者優先の徹底には程遠い状況である。さらに交通事故死者数を減少させるためには改めて「歩行者優先」について市民の意識改革を図り、歩行者の安全を確保することが必要不可欠である。

横断歩行者が被害に遭う交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど運転者としての意識向上を図る。

一方、歩行者に対しては、子供を中心として横断歩道を渡ること信号機のあるところでは信号機に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進する。

また、未就学児を中心に子供が日常的に移動する経路、通学路、生活道路及び市街地の幹線道路において横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備を始め、安全・安心な歩行空間の確保を図る対策を推進する。

《主な取組》

- 子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保
- 歩行者の安全な通行の確保
- 「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検
- ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備
- 歩行者の視点で信号表示の調整等の運用の改善を推進
- 幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 子供、高齢者等の保護の観点に立った交通指導取締りの推進

(2) 対策の重点

ア 高齢者及び子供の交通安全の確保

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間を整備し、高齢歩行者の安全の確保を推し進めるとともに、高齢運転者が今後増加していくことに加え、高齢運転者が主な原因となる交通事故が増加傾向にある。

高齢者については、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策の充実に努めます。

また、高齢者の交通事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を推進する。

さらに、すべてのドライバーや自転車利用者が、高齢者など交通弱者に配慮した通行を心掛けるよう、高齢者以外の世代に対する交通安全教育・意識啓発活動を推進する。

なお、子供の交通事故死傷者数については減少傾向にあるが、次代を担う子供の安全を確保する観点から、未就学児を中心に子供が日常的に移動する経路や、通学路等の子供が移動する経路において、交通安全対策の充実に努める。

《主な取組》

- 子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進と反射材用品の普及
- 高齢者講習の充実
- 秋から年末年始にかけての高齢者交通事故防止の集中的広報
- 高齢者標識（高齢者マーク）の使用促進
- 運転免許証の自主返納の促進と支援
- 高齢者保護の観点に立った交通指導取締りの推進

イ 自転車の安全利用の推進

熊本県は平成27年4月に「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、令和3年には条例の一部改正（10月施行）を行い、自転車利用者等は、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられる。また、平成27年6月から改正道路交通法の施行により「自転車運転者講習制度」が導入されている。

スマートフォン等の普及に伴い自転車乗用中の操作による危険性も指摘されていることから、世間の自転車利用に対する関心が非常に高い現状を捉え、自転車利用者のマナーの向上と、正しい交通ルールを身につけさせるために、地域や学校などにおいて交通安全教育・意識啓発活動を推進するとともに、悪質な違反者に対する指導取締りを推進する。また、自転車や歩行者が安全・安心に利用できるよう、自転車の走行空間の整備を進めると同時に、交通弱者保護の観点から、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る。

そのほか、自転車の安全利用のために、TSマークなどの制度を活用した自転車の点検整備の推進や、条例で義務付けられた自転車損害賠償責任保険等の加入を促進し、自転車事故による被害者救済のための保険制度の普及活動を引き続き推進する。

《主な取組》

- 自転車利用者の安全通行の確保
- 幼児から高齢者に至るまでの段階的な交通安全教育の推進
- 自転車運転者講習制度の適切な運用
- 自転車安全利用キャンペーンの実施
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りの推進
- 「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知・徹底
- 損害賠償保険等への加入の促進

ウ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

後部座席を含むすべての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るために、あらゆる機会・媒体を通じて、着用効果や正しい着用についての認識を広める交通安全教育・意識啓発を推進する。

《主な取組》

- シートベルトの着用効果、正しい着用方法及び全席着用に関する啓発活動の推進
- 幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する啓発指導の推進
- シートベルト、チャイルドシート着用推進キャンペーンの実施
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- シートベルト及びチャイルドシート着用義務違反に対する指導取締りの推進

エ 飲酒運転等の危険運転の根絶

飲酒運転や、令和2年6月30日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により罰則が創設された妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険運転の根絶を図るために、市民総ぐるみの啓発活動を推進する。

また、飲酒運転等に対する指導取締りを強化するとともに、運転者教育の充実に努める。

《主な取組》

- 飲酒運転等の危険運転の根絶キャンペーン等の実施
- アルコール依存症に関する相談、指導及び支援
- 酒類製造・販売・提供業界等と連携したハンドルキーパー運動の推進
- 飲酒取消処分者講習の確実な実施と停止処分者講習における飲酒学級の充実
- 自動車運送事業者におけるアルコール検知器の確実な使用
- 飲酒運転等取締りの強化

オ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたところであるが、漫然運転や運転操作の誤り等の安全運転義務違反に起因する死亡事故は、依然として多く、近年、相対的にその割合は高くなっています。

このため、重大事故の発生場所については、警察、道路管理者、市交通安全担当課、関係機関・団体等が連携し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、引き続きその減少を図っていく。

また、第11次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々
の状況を的確に踏まえた取組を行う。

カ 地域が一体となった交通安全対策の推進

高齢化の一層の進展等に伴う、地域社会のニーズと交通情勢の変化を踏まえつつ、安全安心な交通社会の実現に向けた取組を具体化することが急がれる中で、行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等の協働により、地域に根差した交通安全の課題の解決に取り組んでいくことが一層重要となる。

このため、地域住民の交通安全対策への関心を高め、交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくため、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に一層努める。

2 6つの柱

交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三要素について、それら相互の関連を考慮し、

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の充実と推進

といった6つの柱により、交通安全対策を実施する。

第2節 道路交通安全についての施策

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の充実と推進

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

(4) 高齢者等の移動手段の確保

(5) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

(6) 効果的な交通規制の推進

(7) 自転車利用環境の総合的整備

(8) 交通需要マネジメントの推進

(9) 災害に備えた道路交通環境の整備

(10) 総合的な駐車対策の推進

(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とは言えない。また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進する。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多いエリアにおいて、国、県、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

警察においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン 30」の整備を推進するとともに、通行禁止等の交通規制を実施するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備や信号灯器の LED 化、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスと組み合わせたゾーン規制の活用等の安全対策や、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムな交通情報提供等の交通円滑化対策を実施します。また、高齢者や障がい者を含めた全ての人の安全な通行を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と自動車の通行を時間的に分離する歩車分離式信号等の計画的な整備を推進する。

道路管理者は、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。

さらに、道路標識の高輝度化・必要に応じた大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標示の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。

**九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、
市建設部、市総務部**

イ 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、安全な横断待ちスペースの確保、押ボタン式信号機等の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市教育委員会、市建設部、市総務部

ウ ユニバーサルデザインの考え方による歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、「熊本県やさしいまちづくり推進計画」及び「玉名市障がい者計画」に基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、平坦性が確保された幅の広い歩道等ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備を推進する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機、歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。

あわせて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

(イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反や、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う部署と連携を図り積極的な取締りを推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市健康福祉部、市総務部

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全対策に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限に高めるため、事故の危険性が高い特定の区間を選定し、事故要因に即した効果の高い対策を実施する「成果を上げるマネジメント」を推進する。

また、基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進し、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図る。

ア 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間を事故危険箇所として指定し、警察署と道路管理者、交通安全担当課が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。

具体的には、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

イ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通の実態等を勘案しつつ、速度規制や追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図る。

さらに、交通事故、天候不良等による交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、交通規制等の道路交通情報を提供するなどして二次事故の防止を図る。

玉名警察署

ウ 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故等が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

エ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークの体系的な整備、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- (イ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。
- (ウ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分担化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。
- (エ) 市民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道駅等の交通結節点、交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、市建設部**オ 改築等による交通事故対策の推進**

- 交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改良等による交通事故対策を推進する。
- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるエリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。
 - (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、市建設部**カ 交通安全施設等の高度化**

- (ア) 交通実態に応じて、信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

玉名警察署、九州地方整備局、玉名地域振興局、市建設部、市総務部

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

特に交通の安全を確保する必要がある道路については、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき定められる社会資本整備重点計画に即して、公安委員会と道路管理者が連携して、事故実態の調査・分析を行い、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

公安委員会では、整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効果的かつ適切な管理を行う。

玉名警察署

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行区間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データを客観的に分析し、事故原因の検証に基づき、道路標示の改良や交差点改良、信号機の改良等の対策を実施する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良等を推進する。

玉名警察署

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

(4) 高齢者等の移動手段の確保

公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

玉名地域振興局、市企画経営部

(5) 歩行空間のユニバーサルデザイン化

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。また、ユニバーサルデザイン化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、市建設部

(6) 効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応など、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細やかな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進します。

さらに、公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行う。

玉名警察署

(7) 自転車利用環境の総合的整備

ア 自転車の利用環境の整備

自転車の役割と位置付けを明確にし、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、それぞれの適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故などへの対策を講じ、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

イ 自転車等の駐車及び放置対策の推進

駅周辺等における放置自転車等問題の解決を図るために、市、警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、駅周辺及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

玉名警察署、市建設部

(8) 交通需要マネジメントの推進

ア 公共交通機関の利用の促進

バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な交通の実現を図る。

玉名地域振興局、市企画経営部、市総務部

(9) 災害に備えた道路交通環境の整備**ア 災害に備えた道路の整備**

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する幹線道路等の整備を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、市建設部、市総務部

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。

あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。

また、オンライン接続により各都道府県警察の交通管制センターからリアルタイムに収集された警察庁の詳細な交通情報を、広域的な交通管理に活用する。

玉名警察署

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部、市総務部

(10) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

玉名警察署

イ 違法駐車対策の推進

- (ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。
また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。
- (イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。
- 他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

玉名警察署

ウ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車の手締りを要請するとともに、駐車場等の整備と有効利用を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部

エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、市民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。

玉名警察署**(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備****ア 道路の使用及び占用の適正化等****(ア) 道路の使用及び占用の適正化**

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部**イ 子供の遊び場の確保**

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、都市公園の整備を推進する。

市建設部

ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

九州地方整備局、玉名地域振興局、玉名警察署、市建設部

エ 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として凍結防止剤散布の実施等を推進する。

九州地方整備局、玉名地域振興局、市建設部

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、子ども、障がい者などに関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、そのうえで高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。

また、市、警察、学校、関係機関・団体との連携をとりながら、市民の安全な交通行動の実践に結び付く交通安全運動等の交通安全普及活動を推進する。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**ア 幼児に対する交通安全教育の推進**

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

市及び交通安全協会講習部において、交通安全教室を実施するにあたり、連携・支援を強化するとともに、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえ、教材・教具を活用し、幼児に対して「見る・聞く・話す」等、知覚機能、記憶機能、動作機能を刺激し、知覚処理能力を高める交通安全教育を推進し、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

玉名警察署、市総務部

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、道路の横断方法を始めとした交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

また、市及び交通安全協会講習部は交通安全教育を実施するにあたり、連携・支援を強化するとともに、保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

玉名警察署、市総務部、市教育委員会**ウ 中学生に対する交通安全教育の推進**

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭や関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

また、市及び交通安全協会講習部は、交通安全教室を実施するに当たり、連携・支援を強化するとともに、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

玉名警察署、市総務部、市教育委員会

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、生徒の実態や地域の実情に応じた自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。また、自動車運転免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行う。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

市及び交通安全協会講習部は、交通安全教室を実施するにあたり、連携・支援を強化するとともに、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行い、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせ、交通安全活動への積極的な参加を促す。

玉名警察署、市総務部

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時や免許取得後の運転者教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上に努める。これらは、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

また、社会人を対象とした学級・講座等において自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進する。

玉名警察署、市総務部

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキルや交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

(ア) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努め、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行い、反射材用品の普及にも努める。

(イ) 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、高齢者講習の内容の充実に努めるほか、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため高齢者クラブ、老人ホーム等における交通安全部会の設置を促進するなど、高齢者クラブ等が関係機関・団体と連携して自主的な交通安全活動を展開し、地域、家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう努める。

(ウ) 電動車椅子利用者に対する交通安全教育

電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の製造メーカーで組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

玉名警察署、市総務部

キ 高齢者の安全確保の推進

高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努める。

玉名警察署、市総務部**ク 障がい者に対する交通安全教育の推進**

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、身近な場所における教育機会の提供に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全養育を開催するなど障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

玉名警察署、市総務部**ケ 外国人に対する交通安全教育の推進**

外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、在留外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、他言語によるリーフレット等各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

玉名警察署、市総務部

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための市民運動として、交通関係機関・団体を始め、地域・企業等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の実施に当たっては、時節や交通情勢を反映した事項を重点に設定するとともに、事前に運動の趣旨、実施期間等について広く住民に周知し、市民参加型の運動として展開する。

さらに、期間中「交通事故ゼロを目指す日」を設定し、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を積極的に展開する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者自身の交通事故防止に関する意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や交通事故実態等について、分かりやすい広報を積極的に行う。また、他の年齢層に対しても、高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車や、高齢の自転車利用者・歩行者への保護意識を高めるよう努める。

さらに、一層効果的な取組とするため、交通事故が多発する秋から年末年始にかけて集中的に広報を実施する等により、交通事故死者の中で高い割合を占める高齢者の事故防止を図る。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

ウ 横断歩行者の安全確保

横断歩行者の安全確保のため、運転者に対しては横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルール の周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

さらに、薄暮時から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止対策として、前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を強化する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

エ 自転車の安全利用の推進

「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、家庭、学校、職場において、それぞれの役割を果たしながら、自転車の安全で適正な利用を促進することとなっている。交通安全教育の面では、自転車乗用中の交通事故の防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車のルールの遵守、マナー向上に関する普及啓発を強化する。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

加えて、自転車運転者講習制度を適切に運用し、利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

さらに、自転車は、歩行者と衝突した場合には、加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして損害賠償保険等の加入の促進に向けた啓発・情報提供を行う。

自転車の安全で適正な利用を効果的に促進するため、関係機関の連携強化を図りながら、広報啓発・指導等に集中的に取り組む期間を設定する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、あらゆる機会を通じて保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全性と幼児・児童の自転車用ヘルメット等の着用効果の理解促進に努める。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進するとともに、自転車の被視認性向上を図るため、反射材用品等の取付けを促進する。

このほか、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、TSマークなどの制度の普及に努める。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部、市教育委員会

オ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

後部座席のシートベルト非着用時の致死率は着用時と比較して格段に高くなるため、市、県、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

カ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

不適正着用時の致死率は適正使用時と比較して格段に高くなることから、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、交通安全協会が実施しているチャイルドシート無料貸出制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

さらに、利用者への正しい使用の指導・助言を推進する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

キ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時や夜間における交通事故を防止するため、歩行者や自転車利用者に対する反射材用品等の普及を図るとともに、自動車や自転車の前照灯の早め点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況における自動車のハイビームの活用）の励行とこまめな切替えの促進を目的とした運動を推進する。

このため、市、関係機関・団体と連携して、積極的な広報啓発や、実際に反射材を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

ク 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育、広報啓発活動を推進する。具体的には、飲酒運転根絶キャンペーンを県内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進める。また、交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部**ケ 効果的な広報の実施**

交通安全に関する広報については、市の広報紙やホームページ等の媒体を活用して、交通事故の実態や交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施し、妨害運転や飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶を始めとした様々な対策に関して、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

- (ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転の根絶を図る。
- (イ) 交通安全に果たす家庭の役割は大きいことから、家庭に浸透するきめ細やかな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転等を追放する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

コ 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。

また、交通指導員及び組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

サ 乗用型トラクターの事故防止

乗用型トラクターの事故防止を図るため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を行う。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

シ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

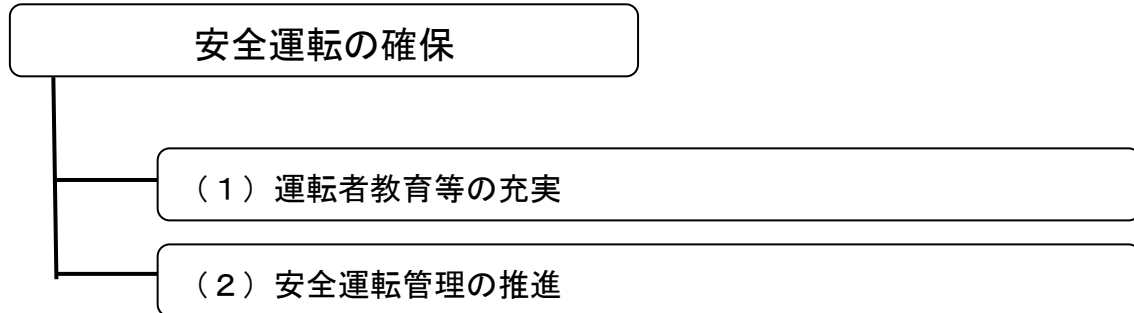
交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられていることから、地域住民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。

春・秋の全国交通安全運動の際には、出発式等を開催し、住民の参加・協同を進める。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

3 安全運転の確保



安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後も増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

ア 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施に努め、特に、高齢者講習においては、運転技能や認知機能検査の結果に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、講習の合理化・高度化を図り、より効果的かつ効率的な教育に努める。

(イ) 改正道路交通法の円滑な施行

75歳以上で一定の違反がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年6月までに施行されることとされていることから、関係機関・団体と連携して改正法の周知及び適正かつ円滑な施行準備と、施行後の適切な制度運用を推進する。

(ウ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

(エ) 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転免許証返納制度・運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する支援を図る。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

イ シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪車乗車時におけるヘルメットの正しい着用を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りの充実を図る。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部

ウ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

玉名警察署

エ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。

玉名警察署

(2) 安全運転管理の推進

事業所においては、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等協議会との連携のもと、安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理の徹底を推進する。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運動行動の問題点などの自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

玉名警察署

4 車両の安全性の確保

車両の安全性の確保

(1) 自転車の安全性の確保

自動車を使用される段階においては、自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきですが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図る。

(1) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払いの原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。また、薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

玉名警察署、市総務部、市教育委員会

5 救助・救急活動の充実

救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対し、円滑な救助活動を実施するため、救助体制の整備・拡充を図る。

有明広域行政事務組合玉名消防署

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。

玉名地域振興局、有明広域行政事務組合玉名消防署

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進する。

また、心肺蘇生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防関係機関等においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進します。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図る。

さらに、交通指導員を始めとする交通安全の指導に携わる者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者に対しても広く知識の普及に努める。

有明広域行政事務組合玉名消防署、市総務部、市教育委員会

エ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える救急救命処置を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の充実を図る。

有明広域行政事務組合玉名消防署

オ 救助・救急資機材の装備の充実

救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

有明広域行政事務組合玉名消防署

カ ヘリコプターによる救助・救急業務の推進

ヘリコプターの機動性を活かし、防災消防ヘリとドクターヘリとの相互補完体制により、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に積極的に取り組む。

玉名地域振興局、有明行政事務組合玉名消防署

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進する。

有明広域行政事務組合玉名消防署

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

玉名地域振興局、有明広域行政事務組合玉名消防署

6 被害者支援の充実と推進

被害者支援の充実と推進

(1) 損害賠償の請求についての援助等

(2) 交通事故被害者等支援の充実強化

(3) 自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

さらに、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会の充実など、被害者支援を積極的に推進する。

(1) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の充実

熊本県交通事故相談所における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、日弁連交通事故相談センターや熊本被害者支援センター等の関係機関、団体との連絡協調を図る。

また、交通事故相談所等において、各種の広報を行うほか、市ホームページや広報紙の活用等により周知を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供する。

玉名地域振興局、市総務部

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては、交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

玉名警察署

(2) 交通事故被害者等支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

独立行政法人自動車事故対策機構による交通遺児等に対する生活資金貸付け、自動車事故によって重度の後遺障害を負った被害者に対する介護料の支給、介護料受給者への個別訪問の充実・強化に対する協力を行う。

また、熊本県交通安全推進連盟が行う交通遺児対策事業を広く市民に周知するとともに、交通遺児に対する支援等の継続的な推進に努める。

玉名地域振興局、市総務部

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた手引き、「交通事故にあわれた方へ」を活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、県警察本部交通指導課に設置されている被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

玉名警察署

(3) 自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進

近年、自転車と歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることから、令和3年10月に改正される「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者等に対して自転車事故による被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入を促進する。

また、自転車事故も自動車と同様の責任が生じること、また、過去の賠償額の実態等について周知するなどして、市民の理解の増進に努める。

玉名地域振興局、玉名警察署、市総務部、市教育委員会

－ 第 2 部 －

踏切道における交通の安全

第2部 踏切道における交通の安全

1 踏切事故のない社会を目指して

引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。



2 玉名市交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。



3 踏切道における交通の安全についての対策

<視点>

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進



<2つの柱>

- ① 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ② その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第1章 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故のない社会を目指し、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進する。

第1節 踏切事故の状況等

1 踏切事故の状況

全国の踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあり、令和2年の発生件数は173件、死傷者数は124人となっている。

県内においては、令和2年の発生件数は1件、死傷者数は0人となっている。

踏切事故は長期的には減少しており、これは踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。しかし、改良すべき踏切道がなお残されている現状にある。

2 近年の踏切事故の特徴

近年の踏切事故の全国的な特徴としては、①踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道（自動遮断機が設置されている踏切道）が最も多いが、踏切道100か所あたりの発生件数でみると、第1種踏切道が最も少なくなっている、②衝撃物別では自動車と衝撃したものが約4割、歩行者と衝撃したものが約5割を占めている、③原因別でみると直前横断によるものが約5割を占めている、④踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、65歳以上で約4割を占めている、ことなどが挙げられる。

本市における踏切事故は、第10次交通安全計画中の5年間において、平成30年と令和元年にそれぞれ1件発生している。

○玉名市における踏切事故の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	0	0	1	1	0
死者数	0	0	1	0	0
負傷者数	0	0	0	0	0

第2節 玉名市交通安全計画における目標

- ◆ 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

第2章 踏切道における交通の安全についての対策

第1節 今後の踏切道における 交通安全対策を考える視点

踏切事故は、一たび発生すると、令和元年に京浜急行電鉄で発生した列車走行中に踏切道内でトラックと衝突した列車脱線事故のように重大な結果をもたらすものである。そのため、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制等の対策を実施すべき現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する。

第2節 踏切道における交通安全についての施策

- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 2 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第2節 踏切道における交通安全についての施策

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

2 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備されていない踏切道において発生していることから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

また、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。

玉名警察署、九州旅客鉄道㈱熊本支社

2 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機、の設置や踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、広報活動等を推進する。さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し対策を検討する。

さらに、平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。

玉名地域振興局、玉名警察署
九州旅客鉄道㈱熊本支社、市建設部、市総務部